

日本臨床心理士養成大学院協議会 役員選出規程

平成 24 年 12 月 16 日制定  
平成 27 年 7 月 5 日改正  
平成 29 年 9 月 10 日改正

(趣旨)

第 1 条 日本臨床心理士養成大学院協議会会則（平成 24 年 12 月 16 日制定。以下「会則」という。）第 24 条に定める理事及び監事の選任を適正に行うために選出規程を定める。

(選挙管理委員の構成)

第 2 条 理事及び監事の選出を行うために、会長は、3 名の代議員を選挙管理委員として指名する。

(選挙管理委員の業務)

第 3 条 選挙管理委員は、次の業務を行う。

- (1) 理事の選出に関すること。
- (2) 監事の選出に関すること。

(会員校の投票権及び被投票権)

第 4 条 選考事由が発生する年度の会費を納入している会員校は、役員を選出についての投票権及び被投票権を有する。

- 2 投票は、会則 12 条に定められた代議員が行う。
- 3 被投票権を有するのは、会員校である。

(理事及び監事の定数)

第 5 条 理事の定数は、16 名とする。

- 2 監事の定数は、会則第 24 条第 3 号に定めるとおり、2 名とする。

(理事及び監事の構成)

第 6 条 理事の構成は、次の配分による。

- (1) 全国区 5 名

第 1 種指定校 2 校

第 2 種指定校 1 校

専門職大学院 2 校

- (2) 地方区 11 名

北海道・東北地区 1 校

関東・甲信越地区 4 校

東海・北陸地区 2 校

近畿地区 2 校

中国・四国地区 1 校

九州・沖縄地区 1 校

2 監事は、全会員校の中から 2 校とする。

(投票及び当選校の確定)

第 7 条 投票は、全国区、地方区、監事の順で行う。

2 前項 3 種のうち複数にまたがって当選した会員校の優先順位は、全国区、地方区、監事とする。

3 当選校の代議員が理事及び監事となる。

4 理事及び監事は、特別な理由のない限り、辞退することはできない。

(地位利用による選挙運動の禁止)

第 8 条 本規程において「選挙運動」とは、第 4 条の選出に関し、特定の会員校の当選を目的として、代議員又は代議員に影響力を有する者に投票を依頼する行為と定義する。

2 本規程において「地位を利用して」とは、特定の地位にあるがために有する、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用することと定義する。

3 会員校の教員は、会員校の内外における地位を利用して選挙運動をしてはならない。

4 選挙運動にあたらぬ行為であっても、会員校の教員が、特定の会員校を推薦、支持又は反対する目的で、また理事又は監事となろうとする会員校の教員が、当該会員校が理事又は監事として推薦、支持される目的をもってする次に掲げる選挙運動類似行為については、地位利用による選挙運動とみなす。

(1) 推薦行為

その地位を利用して、特定の会員校の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること

(2) 文書、図画、電子メールを利用する行為

その地位を利用して、文書、図画、電子メールを掲示、頒布、発信し、若しくは、これらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること

(3) 利益提供行為

特定の会員校を推薦し、支持し、若しくは、これに反対することを申しいで、又は約束した会員校若しくは会員校の教員に対し、その代償として、利益を供与し、又は供与することを約束すること

(選挙の停止)

第 9 条 第 8 条に違反する行為が、投票前に発覚した場合、選挙管理委員会は、理事会の同意を得て、選挙を停止することができる。

(投票の無効)

第 10 条 第 8 条に違反する行為が、投票後に発覚した場合、当該行為を行った教員の属する会員校の投票は無効として扱う。